

神崎市千代田庁舎利活用検討委員会設置要綱

平成 29 年 1 月 13 日

要 綱 第 1 号

(設置)

第 1 条 神崎市千代田庁舎の空きスペースの活用に関し、必要な事項を検討するため、神崎市千代田庁舎利活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、神崎市千代田庁舎の利活用にあたり次に掲げる事項について協議及び検討し、その経過及び結果を市長に報告するものとする。

- (1) 利活用に関すること。
- (2) 改修設計に関すること。
- (3) 施設の運営に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、神崎市千代田庁舎の利活用に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織し、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

2 前項の規定による公募の手続きは、別に定める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の規定による報告をした日までとする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとし、新たに要件を満たす者が委員となるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される

前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務企画部庁舎整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条の規定による報告をした日の翌日にその効力を失う。

附 則 (平成29年要綱第13号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

神崎市千代田庁舎利活用検討委員会名簿

団体名（職名）	人数	備考
副市長	1	
教育長	1	
市議会議員	2	（千代田町出身1名、他1名）
総務企画部長	1	
市民福祉部長	1	
福祉事務所長	1	
教育部長	1	
千代田支所長	1	
区長会を代表する者	3	（神埼町、千代田町、脊振町代表）
神崎市PTA連絡協議会を代表する者	1	
神崎市地域婦人連絡協議会を代表する者	1	
神崎市老人クラブ連合会を代表する者	1	
神崎市身体障害者福祉協会を代表する者	1	
神崎市自治公民館連絡協議会を代表する者	1	
建築に関する資格を有する者	1	
公募により選出する者	2	
	20	

神崎市千代田庁舎利活用検討委員募集要項

1.趣 旨	神崎市千代田庁舎の利活用を検討するにあたり、市民の皆様の意見を拝聴するため、神崎市千代田庁舎利活用検討委員会（神崎市千代田庁舎利活用検討委員会設置要綱参照）の委員を公募します。
2.公募人数	2名
3.委員謝金	委員会の会議に出席された際は、一日の会議で5,000円、半日の会議で2,500円を支給します。
4.応募資格	以下の条件をすべて満たしていること。 ① 神崎市民で、平成29年2月1日の年齢が満18歳以上の方 ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者でない方 ③ 市税等を滞納されていない方 ④ 暴力団員でない方
5.応募方法	応募用紙に必要事項を明記し、下記のとおり応募してください。 ① 応募先 〒842-8601 神崎市神崎町神崎410番地 総務企画部企画課 TEL 37-0102 Fax 52-1120 E-mail soumu-02@city.kanzaki.lg.jp ② 応募方法 応募先に持参、郵送、Fax又は電子メールのいずれか ③ 応募期限 平成29年2月10日（金）まで（郵送：当日消印有効） 持参の場合は、平日8時30分から17時15分に限ります。 ④ その他 応募動機について、作文してください。また、枠内で足りない場合は、別葉として添付してください。（A4用紙、書式自由）
6.選考方法	応募書類をもとに書類選考し、結果については、応募者宛に通知します。
7.その他	① 委員に選出された場合、委員の役職や氏名について、公表します。 ② 応募書類は、返却しません。 ③ 委員の任期は、平成29年2月から平成32年3月までを予定しています。 ⑤ 委員会の会議は、平日の昼間に開催する予定です。

神崎市千代田庁舎利活用検討委員応募用紙

平成29年 月 日

ふりがな		生年月日	性別
氏名		T S H . .	男・女
住所	神崎市		
応募動機			
同意欄	<p>私は、神崎市千代田庁舎利活用検討委員の応募に際し、市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の納税状況並びに住民登録状況について、担当職員が確認することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">平成29年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所 神崎市</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p>		
※同意欄の氏名は、自署してください。			